信用金庫法	第八十九条第三項又は第五項において準用する銀行法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八及び第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
長期信用銀行法	第十七条において準用する銀行法第二十条、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項
銀行法	第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項、第五十二条の六十の十八及び第五十二条の六十一の十二
［略］	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第六項及び第七項
［略］	
保険業法施行規則	第五十二条の二十二第四項
［略］	
金融サービスの提供に関する法律	第三十条において準用する保険業法第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第五百四十七条第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条並びに第三十四条第二項
［略］	
信託業法施行規則	第三十九条第六項
［略］	
資金決済に関する法律	第二十二条、第五十二条、第六十二条の十八、第六十三条の十三及び第七十八条
［略］	

別表第四（第八条関係）

信用金庫法	第八十九条第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十一の十二
長期信用銀行法	第十七条において準用する銀行法第二十条、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
銀行法	第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十一の十二
［同上］	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第五項
［同上］	
保険業法施行規則	第五十二条の二十二第五項
［同上］	
金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十条において準用する保険業法第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第五百四十七条第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条並びに第三十四条第二項
［同上］	
信託業法施行規則	第三十九条第五項
［同上］	
資金決済に関する法律	第二十二条、第五十二条、第六十三条の十三及び第七十八条
［同上］	

別表第四（第八条関係）